

# 現行の銀行破綻処理法制の考察 - 破綻処理事例と基本的な考え方の整理 -

## Consideration of Current Bank Resolution Legislation

松本大学 飯塚徹

日本の銀行破綻処理法制は、1998年に金融再生法により導入された。金融セーフティネットは、金融当局による規制規律、預金保険機構による預金保険制度などにより構成され、銀行破綻処理法制は、預金保険制度に基づき構築され、金融セーフティネットの軸となる。世界金融危機以降、破綻処理法制と預金保険制度はより密接に関連しており、一体として考える必要がある。破綻処理法制が創設され、20年以上が経過し、銀行破綻処理の経験も重ね、今後、地方銀行の破綻も予想され、見直しの時期にきていると思われる。

本稿は、金融再生法に基づく銀行の破綻処理法制を基本的に引き継ぐ、現行の銀行破綻処理法制を考察した。2000年改正預金保険法により恒久的な制度として、通常の枠組みである「金融整理管財人制度・承継銀行制度」、危機的な事態の枠組みである「金融危機対応措置」が整備された。金融整理管財人および承継銀行制度の基本的な仕組みは、金融再生法下の制度と同様である。承継銀行制度は、金融整理管財人が、譲受金融機関を速やかに見出せない場合の破綻処理手法であり、破綻金融機関の業務を暫定的に承継銀行へ引継ぎ、承継銀行が受皿金融機関を見出し、営業譲渡を行い、破綻処理を終えるものである。特別公的管理銀行は特別危機管理銀行となって、債務超過の場合に適用が限定されることとなった。システミックリスクが想定される場合は、金融危機対応措置として、第一に破綻前の段階で資本増強が行われ、破綻状態になると第二にペイオフコスト超の資金援助、それでも不十分な場合に第三の特別危機管理銀行を活用されることとされた。第一号措置の資本増強は、2003年にりそな銀行に適用され、第三号措置の特別危機管理銀行は、同年、足利銀行に適用された。そして、2010年に日本振興銀行の破綻処理として、預金保険法制定以降初めてとなる預金定額保護（ペイオフ）が適用され、預金保険機構が単独で金融整理管財人に就任し、承継銀行制度が活用されたことが注目される。なお、当行は特殊な銀行であることに留意すべき。

銀行破綻処理の基本的な考え方と課題について、基本的な考え方の変遷として、当時の金融制度に関する審議会の答申などから整理し、銀行破綻処理の目的として、(1) システミックリスクの顕在化防止、(2) 預金者の保護、(3) 金融仲介機能の維持、を説明した。そして、銀行破綻処理の基本精神・原則(プリンシプル)として筆者の実務経験も加味し、(1) 健全性の確保・維持が困難な金融機関を存続させない、(2) 破綻金融機関の経営者等の責任を明確にし、株主負担を求める、(3) 破綻金融機関の経営状況を開示する、(4) 預金者の保護に努める、(5) 金融仲介の機能の維持に努める、(6) 破綻処理費用の最小化に努める、(7) 問題金融機関の早期発見と存続困難な金融機関の早期処理に努める、と整理した。